

【今週の注目疾患】

【新型コロナウイルス感染症：第17報】

5月7日12時現在、日本ではこれまでに患者9,200例（国内事例9,154例、チャーター便帰国者事例11例、空港検疫35例）、無症状病原体保有者1,129例（国内事例1,012例、チャーター便帰国者事例4例、空港検疫113例）、陽性確定例5,134例の報告がある。また、5月6日18時現在、クルーズ船ダイヤモンド・プリンセスにおける事例712例（チャーター便で帰国した40名含む）の報告がある。

また、5月7日現在、全世界では3,672,238例（うち死亡254,045例）の新型コロナウイルス感染症例が報告されている。

○厚生労働省：新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○World Health Organization（WHO）：Coronavirus disease（COVID-2019）situation reports

<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/situation-reports/>

県衛生研究所および県内の保健所では、2020年第18週（2020年5月3日時点）までに8,554例（検体数10,774）について新型コロナウイルス感染症の検査を実施した。市中感染（濃厚接触者含む）・輸入例疑い事例は9,646例（うち陰性化確認1,683例）の検査を実施した。そのうち陰性化確認を除いた7,963例のうち陽性は721例（陽性割合：9.1%）である（図1、図2）。

令和2年5月7日現在、県内で確認された新型コロナウイルス感染者数は873名（患者773名、無症状病原体保有者100名、うち38名死亡）である。

○患者の発生について | 新型コロナウイルス感染症

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/press/2019/ncov-index.html>

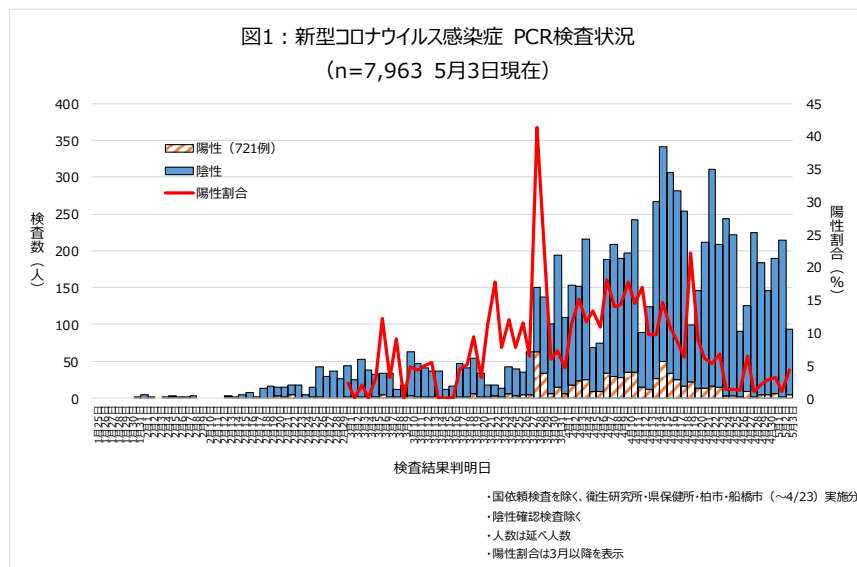
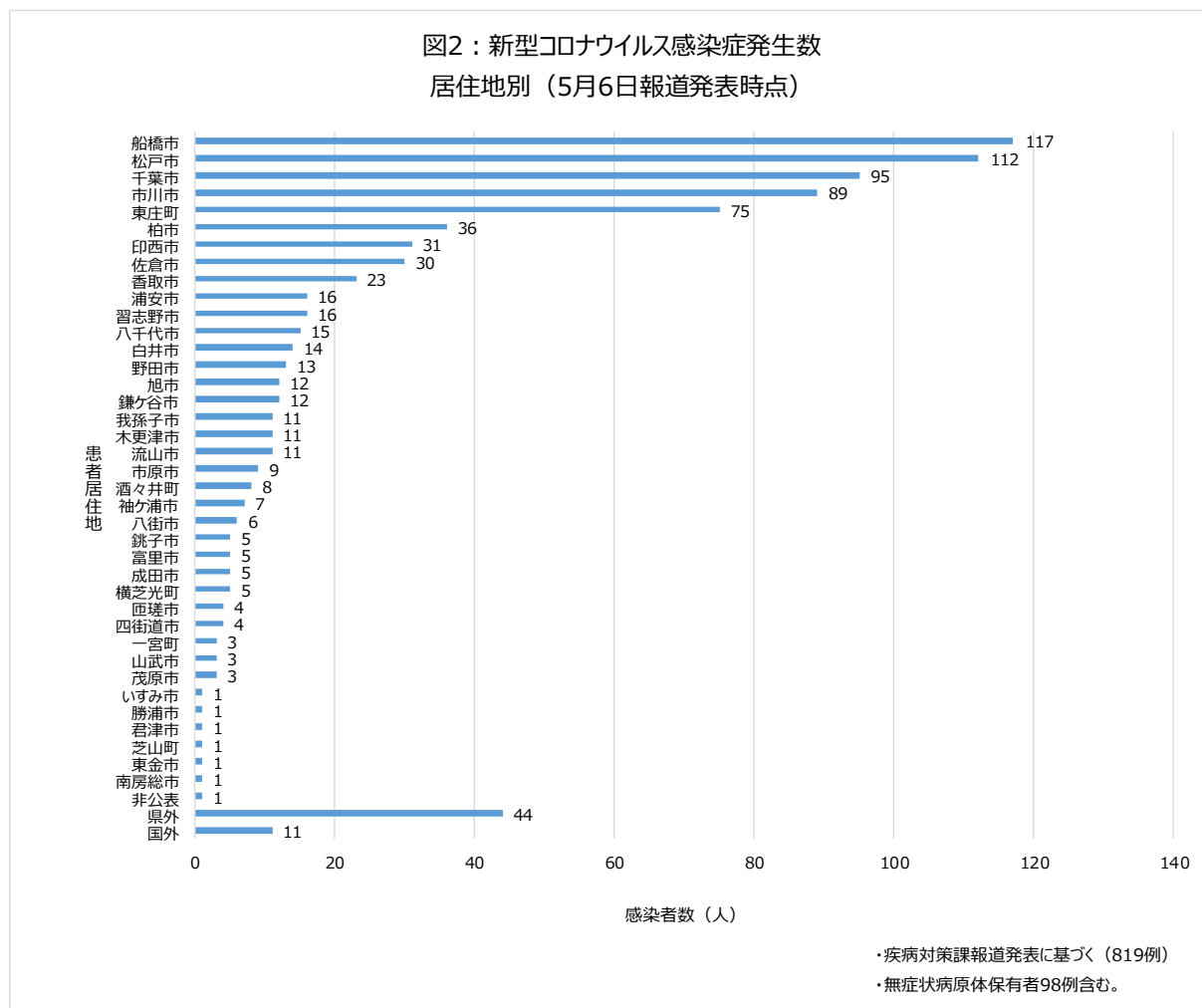


図2：新型コロナウイルス感染症発生数
居住地別（5月6日報道発表時点）



《県民の皆様へ》

千葉県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、外出の自粛要請等の措置を行ってまいりましたが、令和2年5月4日の国の緊急事態宣言の延長及び新たな基本的対処方針が示されたことを踏まえ、これまでの措置を5月末まで継続することとしました。

県民、事業者の皆様におかれましては、感染症防止対策に一層の御理解・御協力をお願いいたします。

○新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する今後の対応について

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/soti-7.html>

県民の皆様におかれましては、風邪や季節性インフルエンザと同様に咳エチケットや手洗いなどの実施がとても重要です。風邪症状があれば、外出を控えていただき、やむを得ず、外出される場合にはマスクを着用していただくよう、お願いします。

集団感染の共通点は、特に、「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」です。このような空間に集団で集まることを避けてください。

○首相官邸：新型コロナウイルス感染症に備えて 一人ひとりができる対策を知っておこう

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

○厚生労働省：新型コロナウイルス感染症について | 国民の皆さまへ（予防・相談）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokumin

〔新型コロナウイルス感染症に関する相談について〕

○感染が疑われる場合の帰国者・接触者相談センターへのご案内、新型コロナウイルス感染症に関するご相談、感染の予防に関すること、心配な症状が出たときの対応などのご相談

→電話相談窓口(コールセンター)：0570-200-613 (24時間対応：土・日曜日、祝日を含む)

○発熱や呼吸器症状がある方が、医療機関を受診すべきかどうかのご相談

→お住まいの市町村を管轄する各健康福祉センター(保健所)：帰国者・接触者相談センター

※土・日曜日、祝日（9時～17時）、夜間（17時～翌日9時）は電話相談窓口（0570-200-613）にお掛けください。

ご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

帰国者・接触者相談センターについて | 新型コロナウイルス感染症

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/corona-soudancenter.html>

○新型インフルエンザ等特別措置法に基づく措置の内容（外出自粛の要請、施設等の使用制限（休業要請）等）に関するご相談

→緊急事態措置電話相談窓口：043-223-2674（平日9時から17時まで）

○多言語 AI チャットボットによる情報提供（24時間対応）

新型コロナウイルスに関する質問に、AI チャットボットが24時間、多言語で回答します。

※対応言語：日本語、英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語、タイ語

→千葉県新型コロナウイルス感染症対策サイト

<https://covid19.civictech.chiba.jp/>

